

J I S Y 2 0 0 1 に 基 づ く 事 業 者 認 定 登 録 制 度
事 業 者 認 定 の 基 本 方 針

(1) 認 定 登 録 の ス キ ー ム オ ー ナ ー の 遵 守 事 項

- ① 本スキームの保持と定期的な見直しを行う。
- ② すべての申請者から依頼された業務を公平に行う。
- ③ 業務を適正に遂行するための要員を確保し、維持する。
- ④ 認定登録に必要な指針を保持する。
- ⑤ 検査結果への苦情・異議申立への対応手順を保持する。
- ⑥ 業務で得られた申請者の情報については、全ての要員（委員会、委託した検査機関検査員を含む）が、あらゆるレベルにおいて機密保持を徹底する。

(2) 認 定 登 録 の 基 本 指 針

- ① J I S Y 2 0 0 1 に 規 定 す る 要 求 事 項 に 適 合 し て い る こ と 。
- ② 以 下 の 認 定 登 録 指 針 に 適 合 し て い る こ と 。

【 認 定 登 録 の 対 象 と な る 事 項 】

1) 認 定 登 録 対 象 業 務 に 関 す る 事 項

認 定 登 録 の 対 象 業 務 は、「 貸 し 出 し が 行 わ れ る 福 祉 用 具 に 関 す る メ ン テ ナ ン ス 工 程 管 理 」 と す る 。

2) 認 定 登 録 対 象 業 種 に 関 す る 事 項

・ 認 定 登 録 対 象 業 種 は、「 貸 し 出 し が 行 わ れ る 福 祉 用 具 に 関 す る メ ン テ ナ ン ス 工 程 」 の 全 て ま た は 一 部 を 実 施 し て い る 組 織 と す る 。

・ 上 記 組 織 は、そ の 規 模 の 大 小、法 人 格 の 有 無、営 利・非 営 利、専 用 作 業 場（ 施 設 ） の 有 無、メ ン テ ナ ン ス の 取 扱 量、メ ン テ ナ ン ス の 実 績 等 は 問 わ な い 。

3) 「 申 請 者 の 権 利 ・ 義 務 」 に 同 意 す る 組 織 を 対 象 と す る 。

【 メ ン テ ナ ン ス 工 程 管 理 の 品 質 に 関 す る 事 項 】

1) 品 質 管 理 体 制 に 関 す る 事 項

・ 品 質 管 理 に 関 す る 社 内 規 格 が 整 備 さ れ て い る こ と 。

・ 工 程 ご と の 管 理 項 目 及 び そ の 管 理 方 法、品 質 特 性 及 び そ の 検 査 方 法 並 び に 作 業 方 法 に 関 す る 事 項 に つ い て 社 内 規 格 が 具 体 的 か つ 体 系 的 に 整 備 さ れ て い る こ と 。

・ メ ン テ ナ ン ス 設 備 の 管 理 に 関 す る 事 項 に つ い て 社 内 規 格 が 具 体 的 か つ 体 系 的 に 整 備 さ れ て い る こ と 。

2) 社 内 規 格 の 周 知 に 関 す る 事 項

・ 社 内 規 格 が 適 切 に 見 直 さ れ て お り、か つ、就 業 者 に 十 分 周 知 さ れ て い る こ と 。

【 外 注 管 理 に 関 す る 事 項 】

メ ン テ ナ ン ス 工 程 の 外 注 に つ い て は、一 部 あ る い は 全 部 の 工 程 を 認 め る が、外 注 す る 場 合 に は、外 注 先 の 選 定 基 準、外 注 内 容、外 注 手 続、管 理 基 準 な ど を 社 内 規 格 で 具 体 的 か つ 体 系 的 に 整 備 し、メ ン テ ナ ン ス 工 程 の 管 理 に 示 す 各 項 目 に つ い て、外 注 先 と 契 約 を 取 り 交 わ す な ど し て、社 内 規 格 に 基 づ い て 適 切 に 行 わ れ て い る こ と 。

【 苦 情 処 理 に 関 す る 事 項 】

次 の 1) か ら 4) ま で の 事 項 に つ い て、社 内 規 格 で 具 体 的 か つ 体 系 的 に 整 備 し、か つ、こ れ に 基 づ い て 適 切 に 行 わ れ て い る と と も に、苦 情 の 要 因 と な っ た 事 項 の 改 善 が 図 ら れ て い る こ と 。

1) 苦 情 処 理 に 関 す る 系 統 及 び そ の 系 統 を 構 成 す る 各 部 門 の 職 務 分 担

2) 苦 情 処 理 の 方 法

3) 苦 情 原 因 の 解 析 及 び 再 発 防 止 の た め の 措 置 方 法

4) 記 録 票 の 様 式 及 び そ の 保 管 方 法

【メンテナンス工程管理の方法に関する事項】

- 1) メンテナンスが工程ごとにメンテナンスマニュアルに基づいて適切に行われているとともに、作業記録、管理図を用いるなど必要な方法により、これらの工程が適切に管理されていること。
- 2) 工程において発生した不良メンテナンスの処置、工程で生じた以上に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。
- 3) 作業の条件および環境が適切に維持されていること。
- 4) メンテナンスに用いる設備について、点検・検査・校正・保守等が社内規格に基づいて適切に行われていること。

【認定登録のための検査に関する事項】

1) 認定登録区分に関する事項

認定登録区分は、J I S Y 2 0 0 1 で定める適用範囲（貸出福祉用具のメンテナンス工程自体）であり、個別製品のメンテナンス方法ではない。

2) 次に掲げる事項の判断基準は以下のとおりとする。

・多品種のメンテナンスをしている場合

個別種類のメンテナンス方法が異なるため、その方法の妥当性を確認する必要があるが、工程自体を対象とするため、代表的な扱い製品の方法を確認することを以て、判断する。

・扱い製品の全部または一部のメンテナンスを外注している場合

外注先への要求事項が当該 J I S に適合していることを証明することを以て判断する。

以上